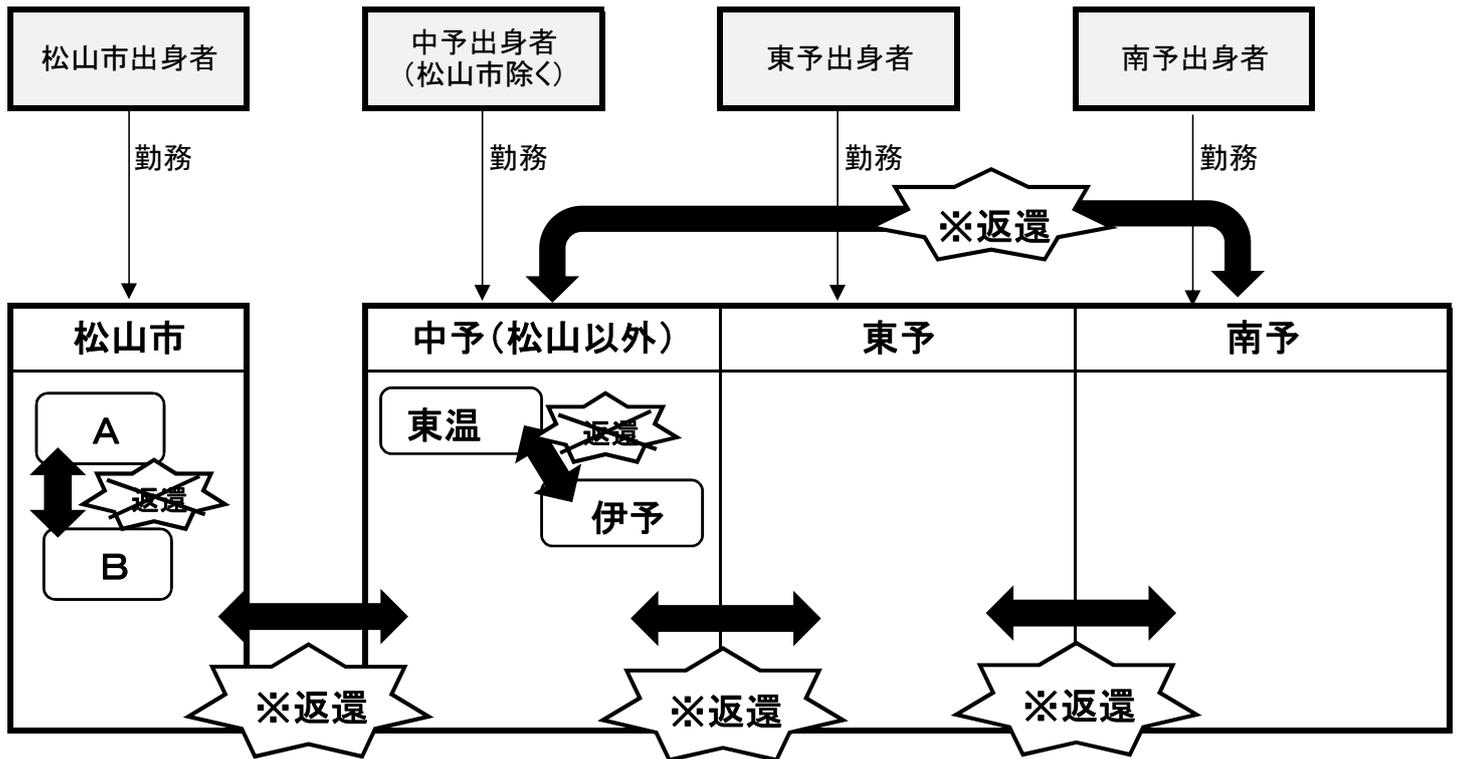


返還の債務の当然の免除について

①出身地枠・在校生対象枠の場合



※結婚等、やむを得ない場合で出身地枠を越えて移動する場合は、愛媛県歯科医師会の設置する協議会で別途審議する。

<松山市出身者>

- 松山市内での歯科診療所で貸与期間と同期間勤務した場合は、修学資金の返還の債務を免除する。
- 貸与期間と同期間内に松山市内の別の歯科診療所へ移動し、残りの貸与期間と同期間勤務した場合も、修学資金返還の債務を免除する。
- 松山市以外(松山市以外の中予、東予、南予)で勤務した場合は、修学資金を返還しなければならない。

<中予出身者(松山市を除く)>

- 中予(松山市を除く)での歯科診療所で貸与期間と同期間勤務した場合は、修学資金の返還の債務を免除する。
- 貸与期間と同期間内に中予内(松山市を除く)の別の歯科診療所へ移動し、残りの貸与期間と同期間勤務した場合も、修学資金の返還の債務を免除する。
- 中予(松山市を除く)以外(松山市、東予、南予)で勤務した場合は、修学資金を返還しなければならない。

<東予出身者>

- 東予での歯科診療所で貸与期間と同期間勤務した場合は、修学資金の返還の債務を免除する。
- 貸与期間と同期間内に東予内の別の歯科診療所へ移動し、残りの貸与期間と同期間勤務した場合も、修学資金返還の債務を免除する。
- 東予以外(松山市、中予(松山市を除く)、南予)で勤務した場合は、修学資金を返還しなければならない。

<南予出身者>

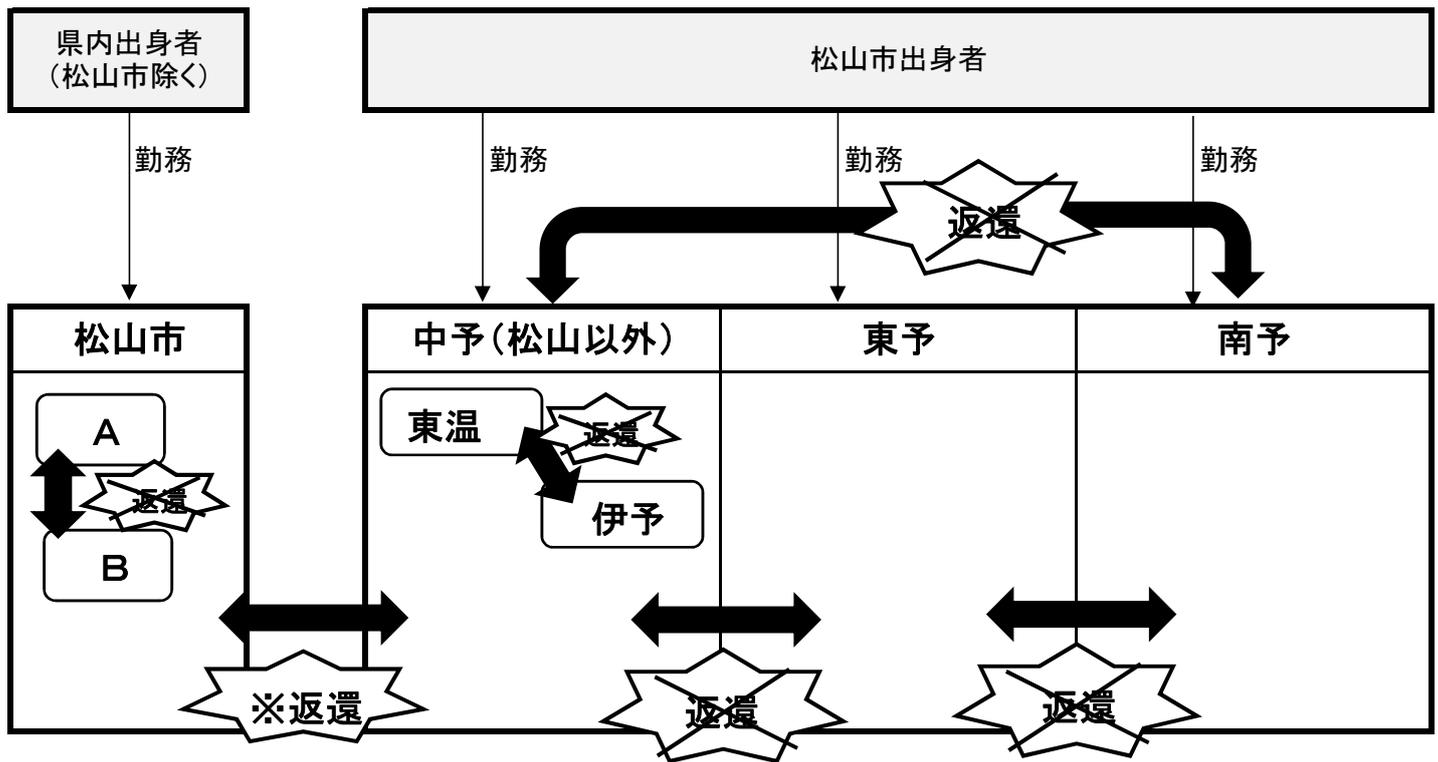
- 南予での歯科診療所で貸与期間と同期間勤務した場合は、修学資金の返還の債務を免除する。
- 貸与期間と同期間内に南予内の別の歯科診療所へ移動し、残りの貸与期間と同期間勤務した場合も、修学資金返還の債務を免除する。
- 南予以外(松山市、中予(松山市を除く)、東予)で勤務した場合は、修学資金を返還しなければならない。

【松山市、中予、東予、南予の市町】

松山市	
中予	東温市、伊予市、伊予郡松前町、伊予郡砥部町、上浮穴郡久万高原町
東予	今治市、越智郡上島町、西条市、新居浜市、四国中央市
南予	大洲市、喜多郡内子町、八幡浜市、西予市、西宇和郡伊方町、宇和島市、北宇和郡鬼北町、北宇和郡松野町、南宇和郡愛南町

返還の債務の当然の免除について

②希望就業地枠の場合



※結婚等、やむを得ない場合で出身地枠を越えて移動する場合は、愛媛県歯科医師会の設置する協議会で別途審議する。

<松山市出身者>

- 愛媛県内(松山市を除く)での歯科診療所で貸与期間と同期間勤務した場合は、修学資金の返還の債務を免除する。
- 貸与期間と同期間内に愛媛県内(松山市を除く)の別の歯科診療所へ移動し、残りの貸与期間と同期間勤務した場合も、修学資金の返還の債務を免除する。
- 松山市で勤務した場合は、修学資金を返還しなければならない。

<愛媛県内出身者(松山市を除く)>

- 松山市での歯科診療所で貸与期間と同期間勤務した場合は、修学資金の返還の債務を免除する。
- 貸与期間と同期間内に松山市内の別の歯科診療所へ移動し、残りの貸与期間と同期間勤務した場合も、修学資金の返還の債務を免除する。
- 松山市以外(中予(松山市を除く)、東予、南予)で勤務した場合は、修学資金を返還しなければならない。

【松山市、中予、東予、南予の市町】

松山市	
中予	東温市、伊予市、伊予郡松前町、伊予郡砥部町、上浮穴郡久万高原町
東予	今治市、越智郡上島町、西条市、新居浜市、四国中央市
南予	大洲市、喜多郡内子町、八幡浜市、西予市、西宇和郡伊方町、宇和島市、北宇和郡鬼北町、北宇和郡松野町、南宇和郡愛南町